

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、中京大学文化会と称する。

（本部）

第2条 本会は、本部を名古屋市昭和区八事本町101—2、中京大学（以下「本学」という。）名古屋学舎内に置く。

（目的）

第3条 本会は、本学の建学の精神を基本理念とし、教育目的の遂行及び文化の発展向上を実現するために、参加団体及び会員の団結と互助を図り、民主的な団体活動、会員の意識向上を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）文化活動の振興に関する事業
- （2）加盟各団体の団結強化及び相互の親睦を深める事業
- （3）その他、本会の目的達成のために必要な事業

（構成）

第5条 本会は、本会に入会を認められたクラブ・同好会（以下「団体」という。）によって構成する。

（会員）

第6条 本会会員は、本会を構成する団体に所属し、本会に入会を認められた学生とする。本会を構成する団体は、別表のとおりとする。

第2章 役員

（会長）

第7条 本会に会長を置く。会長は、本会の全般を統括するとともに、本会運営の指導・助言にあたる。

- 2 会長は、本学専任教育職員とし、理事長が選任する。
- 3 会長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし引き続き6年を超えて在任することはできない。

（副会長）

第8条 本会に副会長を置く。副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその任務を代行する。

- 2 副会長は、本学専任教育職員とし、理事長が選任する。
- 3 副会長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし引き続き6年を超えて在任することはできない。

（学術顧問）

第9条 本会に学術顧問を置く。学術顧問は、本会の学術系クラブを統括するとともに、その運営の指導・助言にあたる。

- 2 学術顧問は、本学専任教育職員とし、理事長が選任する。
- 3 学術顧問の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし引き続き6年を超えて在任することはできない。

（芸文顧問）

第10条 本会に芸文顧問を置く。芸文顧問は、本会の芸文系クラブを統括するとともに、その運営の指導・助言にあたる。

- 2 芸文顧問は、本学専任教育職員とし、理事長が選任する。
- 3 芸文顧問の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし引き続き6年を超えて在任することはできない。

（豊田顧問）

第11条 本会に豊田顧問を置く。豊田顧問は、本会の豊田系クラブを統括するとともに、その運営の指導・助言にあたる。

- 2 豊田顧問は、本学専任教育職員とし、理事長が選任する。

3 豊田顧問の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし引き続き6年を超えて在任することはできない。

第3章 組織

(機関)

第12条 本会に次の機関をおく。

- (1) 執行部
- (2) 議長
- (3) 監査会
- (4) 部長会
- (5) 学術委員会
- (6) 芸文委員会
- (7) 豊田委員会
- (8) 小委員会
- (9) 会則管理委員会
- (10) 選挙管理委員会

(執行部)

第13条 執行部は、本会の最高執行機関とし、議決権を有さない。

(執行部役員)

第14条 執行部には、次に定める役員を各1名置く。

- (1) 幹事長
- (2) 副幹事長
- (3) 学術委員長
- (4) 芸文委員長
- (5) 豊田委員長
- (6) 会計局長
- (7) 企画運営局長
- (8) 総務局長
- (9) 豊田役員総務
- (10) 書記局長
- (11) 豊田役員庶務
- (12) 広報局長

2 執行部役員は、総会に出席している団体の部長の投票により、本会会員の中から最高得票者が選出される。ただし、投票者の3分の2以上の票を得なければならない。

3 執行部役員は原則として同一団体より3名以上選出することはできない。

4 執行部役員の通常選挙は11月に実施する。

5 執行部役員の任期は、1年とする。

6 執行部役員の再任は妨げない。ただし、同一役職は認めない。

7 執行部役員の解任は、部長会において、出席者の6分の5以上の賛同を要する。解任が可決された場合は、その日より2週間以内に役員を選出しなければならない。ただし、この時選出された役員の任期は次の役員の通常選挙の日までとする。

8 執行部役員の兼任は、認めない。

(幹事長)

第15条 幹事長は、執行部の最高責任者とし、執行部を代表するとともに会務を統括する。

(副幹事長)

第16条 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が不在のときは、幹事長の業務を代行する。

(学術委員長)

第17条 学術委員長は、学術委員会の一切の責任を負う。

(芸文委員長)

第18条 芸文委員長は、芸文委員会の一切の責任を負う。

(豊田委員長)

第19条 豊田委員長は、豊田委員会の一切の責任を負う。

(局長)

第20条 局長及び豊田役員は次の各号に定める業務に当たる。

- 2 会計局長は、本会の諸経費の出納、予算決算の他、会計に関する業務の責任を負う。
- 3 企画運営局長は、本会の企画計画を担当し、その行事運営の責任を負う。
- 4 総務局長は、名古屋学舎における一切の事務を担当し、その責任を負う。
- 5 豊田役員総務は、豊田学舎における一切の事務を担当し、その責任を負う。
- 6 書記局長は、本会における事務資料一切の書類作成管理の責任を負うものとし、本会諸行事の議事記録を行う。
- 7 豊田役員庶務は、豊田学舎における会計業務及び会計局長の補佐を担当する。
- 8 広報局長は、本会における広報活動を担当し、その責任を負う。

(議長)

第21条 議長は、総会において選出され、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 議長は、本会の部長会・総会・予算審議会の議事の進行を担当する。

(監査会)

第22条 監査会は、本会の最高監査機関とし、すべての会計・機関・団体の監査を担当する。

- 2 監査会は、総会において、学術系及び芸文系の団体より3名、豊田系の団体より1名が選出され、計4名とし、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 監査会は、第12条に定める各機関からの要請により、要請事項を監査し、要請された日より50日以内に部長会で報告する。
- 4 監査会は、毎年4月及び10月に各団体及び各機関の会計を監査しなければならない。

(部長会)

第23条 部長会は、本会の最高議決機関とする。その構成、権限及び任務等については次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 部長会は、本会に所属する全ての団体の部長により構成する。ただし、委任状は認めるものとする。また、本会会員の出席は認めることができる。
- (2) 幹事長が必要と認めた場合、又は執行部役員 $\frac{2}{3}$ 以上の要請若しくは本会に所属する団体の部長 $\frac{1}{3}$ 以上の要請がある場合、部長会を臨時に召集することができる。
- (3) 部長会は、本会に所属する団体の部長 $\frac{5}{6}$ 以上の出席をもって成立する。
- (4) 部長会の議事の進行は議長が行う。ただし、議長が出席できない場合は、執行部役員が代行することができる。
- (5) 部長会の開催は、原則として毎月1回開催するものとし、幹事長がこれを招集する。開催期日は、原則として、開催一週間前までに執行部役員が公示しなければならない。
- (6) 部長会の議決は、出席している団体の部長 $\frac{2}{3}$ 以上の賛同を必要とする。

(総会)

第24条 総会の構成、権限及び任務等については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 総会は本会の全会員により構成され、会員は出席の義務を負う。ただし、委任状は認めるものとする。
- (2) 総会の議決権は、本会に所属する全ての団体の部長が有する。
- (3) 本会の全会員 $\frac{2}{3}$ 以上の出席をもって成立する。
- (4) 総会の議事の進行は議長が行う。ただし、議長が出席できない場合は、執行部役員が代行することができる。
- (5) 総会の開催は、原則として5月と11月の年2回とする。
- (6) 議決は、出席している団体の代表者 $\frac{2}{3}$ 以上の賛同を必要とする。
- (7) 総会において執行部・監査会及び議長の通常選挙を行う。
- (8) 総会において本会の決算報告を行う。

第4章 委員会

(学術委員会)

第25条 学術委員会は、本会に所属する学術系団体の部長によって構成される。

- 2 委員会の議長は、学術委員長が務める。

3 学術委員会には、すべての学術系団体の会員が出席することができる。

(芸文委員会)

第26条 芸文委員会は、本会に所属する芸文系団体の部長によって構成される。

2 委員会の議長は、芸文委員長が務める。

3 芸文委員会には、すべての芸文系団体の会員が出席することができる。

(豊田委員会)

第27条 豊田委員会は、本会に所属する豊田系団体の部長によって構成される。

2 委員会の議長は、豊田委員長が務める。

3 豊田委員会には、すべての豊田系団体の会員が出席することができる。

(小委員会)

第28条 小委員会は、文化会発展のため、文化会諸行事に寄与することを目的に組織され、八事及び豊田小委員会を置き、学術委員長、芸文委員長及び豊田委員長が招集する。

2 第17条から第19条に定める各委員長は、各小委員会に副委員長・会計担当・企画運営担当を選出する。

3 八事小委員会は、名古屋学舎に所属する団体の会員によって構成される。

4 豊田小委員会は、豊田学舎に所属する団体の会員によって構成される。

5 小委員会は、委員長が招集するものとする。ただし、原則として1週間前までに告示しなければならない。

6 小委員の任期は1年とする。

7 小委員会の議長及び書記は、原則として委員長が行う。

(会則管理委員会)

第29条 会則管理委員会は、委員長、副委員長、書記、渉外、編集を各1名、計5名により構成される。

2 委員長は、原則として幹事長が当たる。

3 各委員は、部長会において出席者の3分の2以上の賛同により選出された部長とする。

4 各委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会はこの会則を管理し、本会各機関及び所属団体から改正の要請があった場合、改正内容の可否を検討し、改正案を作成し、すみやかに部長会に提出しなければならない。

6 この会則改正は、部長会において出席者の3分の2以上の承認を得られた場合に限る。

7 委員会は、原則として毎月1回定例会を開催する。

(選挙管理委員会)

第30条 選挙管理委員会については、別に定める。

第5章 会計

(予算)

第31条 本会の予算は本学学生から徴収する文化会費・寄与その他をもってあてる。

(予算審議会)

第32条 執行部は、予算審議会を毎年1回開催しなければならない。

2 予算審議会は、全体審議及び個別審議とし、各団体の部長、会計及び執行部役員、議長並びに監査会により構成し、幹事長又は会計局長が招集する。

3 執行部及び監査会は各団体より提出された予算見積書及びその他の資料に基づき、各団体の活動状況、部員数及び全体審議の内容を考慮して予算案を作成する。

4 最終予算案は、個別審議において執行部役員と各団体の交渉によって決定する。

5 余剰金は、次期繰越金とする。

6 各団体に配分された予算は、それぞれの団体の会計担当が管理する。

7 援助金については、執行部に「援助金願」を提出し、執行部及び監査会が決定する。ただし、援助金は、クラブのみを対象とする。

8 決算報告は、毎年5月と11月の総会において行うものとする。

(会計年度)

第33条 本会の会計年度は、毎年5月1日から翌年4月30日とする。

第6章 所属団体(クラブ及び同好会)

(クラブ)

第34条 クラブは、同好会からの昇格によって組織される。また、会員は複数の団体に所属することはできない。

- 2 クラブは年間活動方針、活動報告書、決算書及び予算見積書を執行部に提出しなければならない。
- 3 クラブは、執行部に「援助金願」を申請することができる。

(同好会)

第35条 同好会は、執行部及び部長会の議を経た愛好者によって組織される。また、会員は、複数の団体に所属することはできない。

- 2 同好会は、年間活動方針、活動報告書、決算書及び予算見積を執行部に提出しなければならない。
- 3 同好会は、執行部に「援助金願」を申請することができない。

第7章 加入・昇格・降格・休部・廃部・復部

(加入)

第36条 文化会の加入については、次の各号に定める条件を満たさなければならない。

- (1) 本学専任の教職員を顧問に置くこと
- (2) 1年以上の継続的な活動実績があること
- (3) 執行部により加入の可否が審議されること
- (4) 部長会により3分の2以上の賛同を得ること

(昇格)

第37条 同好会からクラブに昇格するためには、次の各号に定める条件を満たさなければならない。

- (1) 同好会として1年以上の継続的な活動実績があること
- (2) 執行部により昇格の可否が審議されること
- (3) 部長会により3分の2以上の賛同を得ること

(降格)

第38条 クラブとしての運営が明確でないと執行部が判断した場合は、部長会の3分の2以上の賛同により同好会に降格される。

(休部)

第39条 執行部に休部の申請が出された場合は、部長会に報告する。

(廃部)

第40条 本会加入団体としての自覚に欠けている活動をしていると執行部が判断した場合は、その団体に警告を与え、すみやかに改善されない場合は廃部とする。

- 2 休部が5年以上続いた団体は、廃部とする。

(復部)

第41条 執行部に復部の申請が出された場合は、執行部で審議し、部長会の3分の2以上の賛同がある場合に限り、復部を認める。ただし、同好会として活動する。

第8章 会員の責務及び遵守事項

(会員の責務)

第42条 第6条に規定する会員は、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 会員は、この会則に従って正規の活動を行わなければならない。
- (2) 会員は、部長会の議決に従わなければならない。
- (3) 会員は、安全に配慮して活動しなければならない。

第9章 賞罰

(創立者賞)

第43条 創立者賞は、次のとおりとし、卒業式において表彰する。

- (1) 地区大会において優勝、又は全国大会において入賞、若しくはそれに該当する結果を収めた者
- (2) 執行部において、在学中に顕著な文化活動をしたと認められた者
- (3) 幹事長を務めた者

(中京大学梅村清明文化会杯)

第44条 中京大学梅村清明文化会杯は、次のとおりとし、卒業式において表彰する。

- (1) 全国大会において優勝、又はそれに該当する結果を収めた個人又は団体

- (2) 創立者賞受賞者のうち、本会に最も功績のあった個人又は団体
- (3) 執行部が在学中に顕著な文化活動をしたと認めた個人又は団体
(処罰)

第45条 執行部は、会員又は加入団体がこの会則に反する行為をした場合、執行部及び監査会の発議により、部長会の議を経て当該団体に対して戒告、謹慎、退部、降格、休部、廃部処罰を行うことができる。

(処罰の弁明)

第46条 前条に規定する処罰は、当該会員又は団体に対し、弁明の機会を与えた後に行うものとする。

(改廃手続)

第47条 この会則の改廃は、執行部の発議により、部長会の議を経て会長が行う。

別表 文化会構成団体

学術系団体	芸文系団体	豊田系団体
児童文化研究会	茶道部	児童福祉活動部
会計学研究会	軽音楽部	コンピュータ研究会
自然科学研究会	美術部	天文クラブ
電子計算組織研究会	書道部	サウンドコミュニケーション
歴史文化研究会	和楽部	演劇部(芝) BEGIN THE KID
法律研究会	吹奏楽団	出版部
	司会放送部	放送クラブTMP
	囲碁倶楽部	コミックアート部ユニコーン
	混声合唱団	
	漫画研究会	
	フォークソングクラブ	
	中京シネマクラブ	
	ギターアンサンブル	
	演劇部劇団いかづち	
	中京大学フィルハーモニー 交響楽団	